

第 5 編

南海トラフ地震防災対策

推進計画

第1章 総則	1
第1 推進計画の目的	1
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第2章 災害対策本部の設置等	2
第1 災害対策本部の設置	2
第2 災害対策本部の組織及び運営	2
第3 地震発生時の応急対策等	2
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	3
第1 施設整備等の整備方針	3
第2 建築物等の耐震化の推進	3
第4章 防災訓練計画	4
第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	5
第1 市職員に対する教育	5
第2 市民等に対する教育	5
第3 児童、生徒等に対する教育	6
第4 防災上重要な施設管理者に対する教育	6
第5 相談窓口の設置	6
第6章 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止	7
第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応	7
第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応（総務部危機管理室）	7

第 1 章 総則

第 1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定に基づき、避難場所、避難路、消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備に関する事項や、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関して、本市の市域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下、防災機関）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 編第 2 章第 2 節 市・関係機関の業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 災害対策本部の設置等

第1 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに柏原市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、柏原市災害対策本部条例及び「第2編第2章第1節 地震災害発生時の組織動員」に定めるところによる。

第3 地震発生時の応急対策等

南海トラフ地震発生時の応急対策は、柏原市地域防災計画「第2編 災害応急対策」に定めるところによる。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 施設整備等の整備方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。

市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。

施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2 建築物等の耐震化の推進

1 市施設等の耐震化

市は、庁舎等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うこととする。

2 一般建築物耐震化の促進

府、市は「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、昭和56年の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。

（1）耐震診断・改修の補助制度

民間建築物の所有者が耐震診断を実施する場合に、府と市はその費用を補助する制度を実施している。

ア 府

[事業名等] 大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱

イ 市

[事業名等] 柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

柏原市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

第4章 防災訓練計画

1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- 初動体制の確立等災害対策本部運営訓練
- 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 東海地震関連情報、地震情報、津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 災害発生の状況、避難勧告・指示の伝達及び各避難場所等に関する情報の伝達訓練等

上記の防災訓練は、年1回以上実施するよう努める。

2 学校における津波防災訓練等の実施

自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施する。本市域においては、津波は来ないが、旅行時等における津波避難が必要となるため、本訓練を実施する。

避難訓練を実施する際には、児童・生徒が支援を必要とする児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。

第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する 計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

大阪市を含め沿岸市町村では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育をあわせて実施する。

特に市民が出かける機会の多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

また、緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震及び津波被害の軽減に寄与することが期待される。この情報は、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能するので、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう周知する。

第1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に

合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第 3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の方法

第 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努めることとする。

第 5 相談窓口の設置

市及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第6章 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応（総務部危機管理室）

東海地震関連情報発表時

柏原市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていないが、市長は、東海地震関連情報発表の報に接した時は、地震が発生するまで又は警戒宣言解除が発せられるまでの間、以下のとおり必要な配備体制の指示を行い、警戒活動を行う。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生する恐れもあるため、警戒宣言解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続する。

市民等に対する周知事項は、「東海地震発生時の市における揺れの程度、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生ずる危険、及び、報道機関及び市からの東海地震関連情報の発表に留意し、冷静に行動する」旨の協力要請とする。